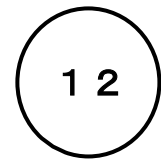


令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立小倉工業高等学校
課程又は 教育部門	全日制



1	本校におけるいじめ防止等のための目標	2
2	いじめの未然防止	3
	（1）人権尊重の教育の充実	3
	（2）社会性を備えた人間関係を構築する能力の育成	4
	（3）学校・家庭及び外部機関と連携した取組の推進	4
3	いじめの早期発見	5
	（1）基本的考え方	5
	（2）いじめの早期発見のための措置	6
4	いじめに対する措置	6
	（1）基本的考え方	6
	（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応	6
	（3）いじめられた生徒又はその保護者への支援	7
	（4）いじめた生徒への指導又はその保護者等への助言	7
	（5）いじめが起きた集団への働きかけ	8
	（6）ネット上のいじめへの対応	8
	（7）いじめの解消について	8
5	重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）	
	（1）重大事態の発生と調査	9
	（2）調査結果の提供及び報告	9
6	いじめの防止等の対策のための組織	10
	（1）組織の名称	10
	（2）いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能	10
	（3）いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能	10
7	学校評価	10

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめ防止対策推進法の施行（平成25年9月28日）にともない、本県における全ての学校（公立・私立）においていじめの防止等が、より体系的かつ計画的に実施されるよう「福岡県いじめ防止基本方針」（最終改定 平成30年2月16日）が定められた。このことを受け、本校においても法の趣意に鑑み、いじめの防止等の対策に関する基本的な方針を定め校内組織の整備などを推進する。

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識に立脚し、日頃からいじめを許さない学校づくりに努めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握して迅速かつ適切に対処するため、次の3点を目標とする。

- 校訓「質実剛健」のもと、「いじめ」を恥ずかしいと感じるような、誠実で心身共にたくましい生徒の育成を行い、いじめを起こさない学校風土・ホームルームの風土をつくる。
- 校訓「勤労努力」のもと、汗をかき・体を使うことを厭わない、奉仕の精神を持った辛抱強い生徒の育成を行う。
- 校訓「真理探究」のもと、人権尊重の精神と工業人としての誇りを持って、物事の本質を追求する生徒の育成を行う。

（定義）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に報告することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとることが必要である。

いじめ防止対策推進法（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校教職員としてなすべき10ヶ条

- 1 いじめを見抜く感性を磨く
- 2 不安や悩みを受容する姿勢をもつ
- 3 「自信」と「やる気」を引き出す授業に努める
- 4 心の居場所づくりに努める
- 5 一人一人の心の理解に努める
- 6 いじめは許さないというホームルームの雰囲気をつくる
- 7 互いに認め合うホームルーム経営に努める
- 8 いじめを受けた生徒を最後まで守る
- 9 教職員間で連携・協力して問題の解決に当たる
- 10 生徒や保護者からの声に誠実に応える

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめが、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題の防止については、全ての生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じて次のことを推進していく。

○人権尊重の教育の充実

- ・全ての生徒に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の徹底
- ・生徒の豊かな情操や道徳心の涵養

○社会性を備えた人間関係を構築する能力の育成

- ・心の通う人間関係を構築する能力の育成
- ・自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの推進
- ・困難に立ち向かう勇気や忍耐力、ストレスに適切に対処できる力の育成

○学校・家庭および関係機関と連携した取組の推進

○職員研修

- ・年度当初に「学校いじめ防止基本方針」を全職員で確認する。
特に「本校教職員として」なすべき10ヶ条を徹底し、いじめを未然に防止する観点を全職員で共通認識し教育活動を行うため、各分掌が連携しいじめ対策教育相談委員長及び研修主任が中心となり職員研修を計画する。
- ・いじめを未然に防止するため人権教育を基礎とした人権尊重の精神と障がい者理解教育など人権課題に対応した学習や体験活動に積極的に参加し教職員として感性を磨く。
- ・発達障がいやLGBTQ等、アレルギー症状を含め、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員への研修を実施し、正しい知識と理解を深め教員の資質向上に努める。

(1) 人権尊重の教育の充実

①人権が尊重された学校づくりの推進

いじめを未然に防止するためには、生徒自身がお互いを尊重し高め合い、いじめを許さない集団となることである。そのためには、日々の学校の教育活動全体において生徒各自の人権が尊重され、それぞれの生徒の自己実現につながる取組みとなるよう努める。

②人権教育の充実

友だちの願いや思いを共感的に受けとめることのできる豊かな感性や、仲間とともに問題を主体的に解決していこうとする実践的な態度の育成等、人権尊重の教育の充実を図り、いじめをなくす実践力を培う。

③人権課題に応じた理解教育の充実

障がい者理解教育など人権課題に対応した教材による学習や体験活動を行う場合、学習者自らの生活との関わりや、身近な仲間との繋がりや人権課題を意識しながら実践する。

④いじめ未然防止の観点を盛り込んだ人権教育

学校における人権尊重の教育、他者を理解する教育等の実施にあたっては、いじめを未然に防止する観点を柱の一つに位置づけ、信頼ある人間関係の構築が図られるよう取組む。

(2) 社会性を備えた人間関係を構築する能力の育成

①他者と関わる体験の充実

全ての生徒に充実した集団体験を提供する。今の生徒の生活体験や社会体験の乏しさは、単なる知識やスキルの提供では追いつかなくなっている。日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫する。

②互いに支え合う集団づくりを行う

いじめの問題が、当事者間だけではなく、ホームルームや学校全体の課題であるとの認識を育むように努める。また、信頼と協調に基づく人間関係の形成が集団の構成員一人ひとりにとってプラスであるとの認識を育むように努める。

③「自己有用感」の育成を図る

主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を生徒全員が感じとれるようにする。そのために、授業や行事の中ですべての生徒が活躍できる場面をつくり出す。

④ストレスに適切に対処できる体力や忍耐力の育成

困難に立ち向かう勇気や忍耐力・自主性を養うため、新入生指導や各行事等の充実を図る。

(3) 学校・家庭及び外部機関と連携した取組の推進

①生徒の居場所づくり

一人ひとりの課題に応じた、きめ細やかな対応により自尊感情を高める取組を進める。

②教員間の共通認識

全体に目を配り、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。教員間で、些細なことでも情報交換を行い、常に状況の理解を共有する。

③教育相談体制の確立

定期的に教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する。また、生徒が相談しやすい体制を整備する。

④生徒や保護者に十分に理解された教育相談

学級での指導や教育相談通信等で教育相談の意義や方法等についての理解を図るとともに、電話相談窓口等、様々な相談の場や機会があることを児童生徒や保護者へ知らせる。

⑤学校での出来事を積極的に伝える

学校と家庭・地域社会が一体となって、生徒の健やかな成長を育むため、学校の取組や生徒の様子を積極的に発信する。

⑥保護者の思いに誠実に応える

学校として、保護者が学校に対する様々な意見や願いを持っていることをどれだけ感じ取れるかが大切である。面談後、保護者が「相談してよかった」と感じるような誠実な対応を積み重ねる。

⑦外部機関との連携

警察・児童相談所・医療機関・法務局等多様な関係機関と連携できる体制の構築を図る。

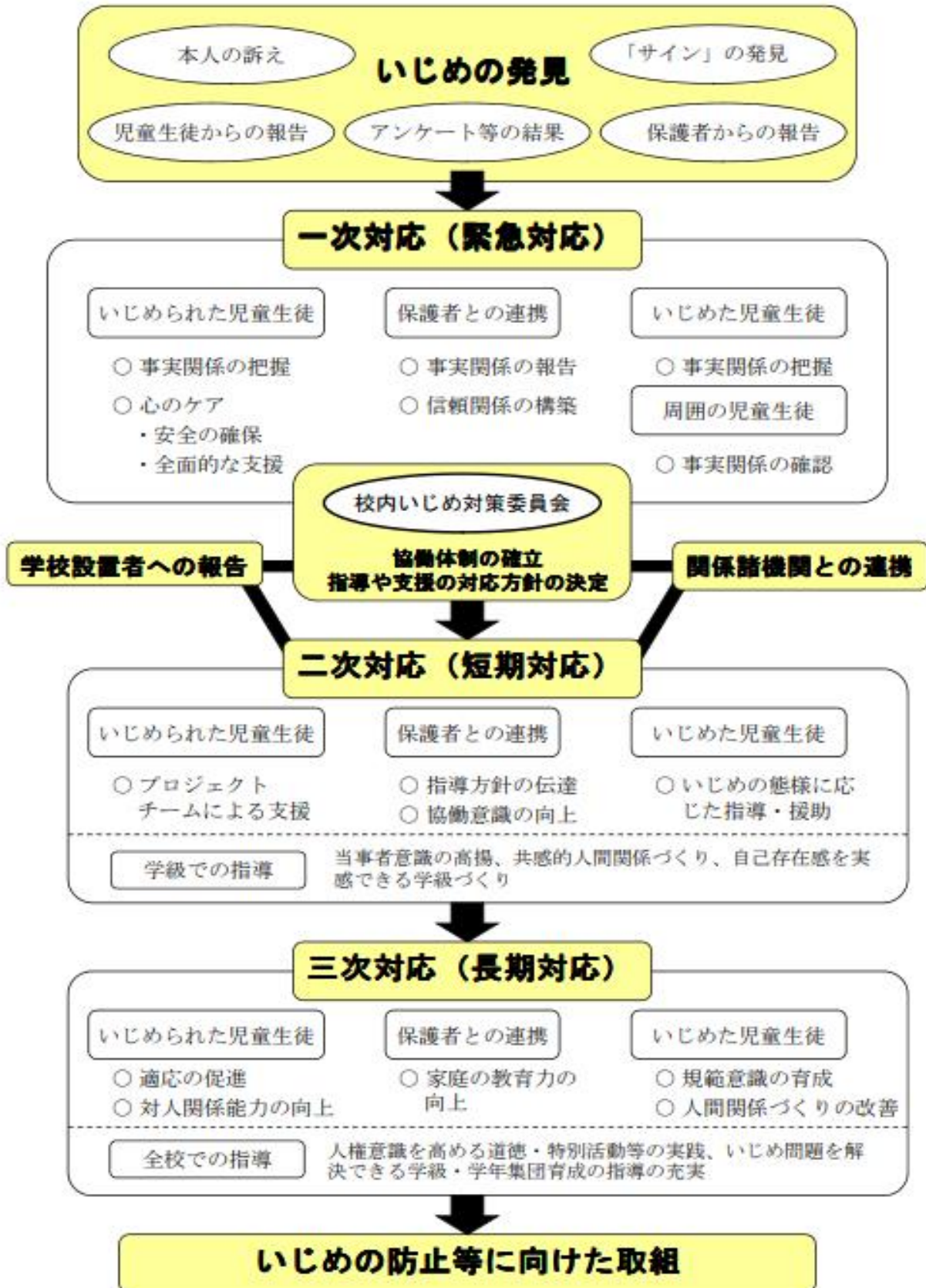
⑧部活動時の指導について

いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が連携し指導を行う。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもとに、迅速かつ適切に対応する。



(2) いじめの早期発見のための措置

①実態把握

月に1回学校生活アンケート又はいじめに特化したアンケートを実施し、生徒個々の状況把握に努める。

②相談環境の整備

相談ポストを設置し、即時問題に対応できる環境を整備する。

③保護者との連携

保護者用いじめアンケートや個別保護者会を実施し、保護者と情報を共有する。

④教育相談体制の整備

生徒個人面談を定期的実施し、個々の悩みや問題を把握する。また、状況により SC、SSW、訪問相談員等外部専門家と連携していじめ問題の把握に努める。

⑤職員研修の充実

生徒情報交換会を実施し、全職員で生徒の状況を共有する。また、いじめ問題に関する職員研修を実施し、いじめを見抜く感性を磨くとともに、教職員間で連携・協力して問題の解決に当たる体制づくりを行う。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は「いじめ対策教育相談委員会」が、事実関係を調査し、個々の事案に応じて迅速かつ適切に対応する。

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつ
 - 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という危機意識をもつ
 - 「いじめられている子を最後まで守り抜く」という信念をもつ
 - 「インターネットや携帯電話」を利用したいじめに対しても迅速かつ適切に対応する
 - 「いじめの認知について」いじめの認知は、たとえ、生徒が「苦痛は感じているが、いじめとは思わない」や「いじめの被害で困っているが表出できない生徒」も存在するため
 - ①身体的に苦痛を感じている
 - ②精神的な苦痛を感じている（苛立ち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等）
 - ③けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する
 - ④いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策教育相談委員会を活用して行う
- 以上の①～④のうち一つでも該当すれば「いじめ」と解釈する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた場合は被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、教職員全員が法の規定を遵守し情報共有の下、疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から第一報を行

う。また保護者等の協力を得て、外部機関と連携し、対応に当たる。

なお、いじめが「深刻な事態」と判断された場合には、専門家等も入った「いじめ対策教育相談委員会」で対応を行う。また、部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

①いじめられた生徒の対応

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

②家庭への連絡と対応

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

③いじめられた生徒の環境整備

いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導を行うことにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

④いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者等への助言

①いじめたとされる生徒の対応

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など専門家等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

②いじめたとされる生徒の保護者等への対応

迅速に保護者等に連絡し、事実に対する保護者等の理解や納得を得た上、学校と保護者等が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者等の協力を求めるとともに、保護者等に対する継続的な助言を行う。

③いじめた生徒への指導

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分

に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを見ていた生徒の対応

自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

②いじめの解決へ向けての取組

加害生徒による生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

①ネット上の不適切な書き込み等について

被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

②早期発見について

学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

③情報モラル教育の推進

パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、無料通話アプリ等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者への啓発活動を行う。

(7) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解決とすることはできない。少なくとも次の 2 つの要件が満たされる必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長の判断により、長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

*①・②に加え「いじめ対策教育相談委員会」での審議結果をもとに校長が判断する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態が発生した場合の基本的な対応

直ちに県教育委員会（高校教育課）をとおして県知事へ報告する。

なお、県教育委員会から学校が主体となって調査を行うよう命じられた場合は、第28条第3項に基づき指導助言を受けつつ調査を行う。

②重大事態が発生した場合の調査

学校が調査の主体となる場合、専門家等が入った「いじめ対策教育相談委員会」を母体として調査にあたる。なお、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査結果については、県教育委員会（高校教育課）をとおして県知事へ報告する。また、いじめを受けた生徒の保護者には調査の組織、方法、方針、経過、及び事実関係等を適切に提供し情報を共有するとともに、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する今後の同種の事態防止策や所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県知事に送付する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 小倉工業高等学校「いじめ対策教育相談委員会」

校長、教頭、主幹教諭（生徒指導主事含む）、指導教諭、生徒指導副主任、各学年主任、各科主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、修学支援教員、専門家等からなる校内組織を編成する。

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

いじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

「重大事態」に対処、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、警察官経験者など専門家等が参加する「いじめ対策教育相談委員会」により質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

7 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく以下の取組状況を学校評価の評価項目に位置付け評価する。

- ① 教育相談・面談週間・アンケートを実施し生徒の悩みや家庭での生活状況を把握する。
- ② 相談ポスト（校内3ヶ所）・昼休み校内巡視等を実施しいじめ早期発見に努める。（未然防止）
- ③ 規範意識育成学習（いじめ防止講演会「インターネットの適正利用」「非行防止」）等の講演会を実施する

以上3項目について、いじめ対策教育相談委員会にて評価を行い、次年度の課題・取組を検討する。